大分県社会福祉事業団定款

第一章　総則

（目　的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第一種社会福祉事業

ア　　救護施設の経営

イ　　指定障害者支援施設の経営

ウ　　指定障害児入所施設の経営

（２）　第二種社会福祉事業

ア　　障害福祉サービス事業

イ　　相談支援事業

ウ　　移動支援事業

エ　　老人居宅介護等事業

オ　　障害児通所支援事業

カ　　生計困難者支援事業

キ　　無料低額宿泊事業

ク　　地域活動支援センター事業

ケ　　老人デイサービス事業

コ　　居宅介護支援事業

（名　称）

第二条　この法人は、社会福祉法人大分県社会福祉事業団という。

（経営の原則）

第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条　この法人の事務所を大分県大分市大津町２丁目１番４１号に置く。

第二章　評議員

（評議員の定数）

第五条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、職員２名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第七条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第八条　評議員に対して、各年度の総額が３１５,０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章　評議員会

（構　成）

第九条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権　限）

第一〇条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事、並びに会計監査人の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）社会福祉充実計画の承認

（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第一一条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第一二条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第一三条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わること

ができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一四条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　評議員会の議事進行は理事長がこれを務める。

３　理事長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

第四章　役員及び会計監査人並びに職員等

（役員及び会計監査人の定数）

第一五条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事６名

（２）監事２名

２　理事のうち一名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうちから必要に応じて業務執行理事を置くことができる。

４　前項の業務執行理事を置く場合、必要に応じてその呼称を理事会で定める。

５　この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第一六条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一七条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に４月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第一九条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは当該書面

（２）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令の定める方法により表示したもの。

（役員及び会計監査人の任期）

第二〇条　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

３　会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第二一条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

３　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第二二条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（責任の免除）

第二二条の二　理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第４５条の２２の２において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３ 条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（職員）

第二三条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３ 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

（会長）

第二四条　この法人に、会長１名を置くことができる。

２　会長は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。

３　会長は、法人の業務について、理事長の諮問に応え、又は意見を具申する。

４　任期については、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（顧問）

第二五条　この法人に、顧問若干名を置くことができる。

２　顧問は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。

３　顧問は、重要な事項について、理事長及び役員の諮問に応える。

４　任期については、２年とする。ただし、再任を妨げない。

第五章　理事会

（構　成）

第二六条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権　限）

第二七条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招　集）

第二八条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決　議）

第二九条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の議決があったものとみなす。

（議事録）

第三〇条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

（資産の区分）

第三一条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

２　基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第三七条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三二条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、所轄庁の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、所轄庁の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三三条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三四条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所及び各所属事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三五条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
（６）財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び６号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、各所属事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び各所属事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告
（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三六条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三七条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規則により処理する。

（臨機の措置）

第三八条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章　公益を目的とする事業

（種　別）

第三九条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
（１）障がい者就業・生活支援センター事業
（２）有料老人ホームの経営
（３）介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章　解散

（解散）

第四〇条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第四一条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員

会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章　定款の変更

（定款の変更）

第四二条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、所轄庁の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第十章　公告の方法その他

（公告の方法）

第四三条　この法人の公告は、社会福祉法人大分県社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四四条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

＜附 則＞

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事　木下　　郁
　　坪井　幸生
　　伊勢　久信
　　吉田　嗣義
　　池田　豊重
　　首藤　健次
　　植木　栄助
　　佐藤　義詮

木下千枝子
牧野　恭三
中尾　　清
監事　立木　　勝
稲田　香苗

附　　則

1　昭和４２年９月２９日認可（厚生省社第２６３号）
2　昭和４２年１０月４日設立登記
3　昭和４６年３月１５日変更議決
4　昭和４８年８月１７日認可（厚生省社第７６９号）
5　昭和４８年３月９日変更議決
6　昭和４９年２月２１日認可（厚生省社第１４６号）
7　昭和４９年３月２６日変更議決
8　昭和５０年６月２７日認可（厚生省社第５９９号）
9　昭和５２年２月２１日変更議決
10　昭和５３年１０月４日認可（厚生省社第８９８号）
11　昭和５６年２月２５日変更議決
12　昭和５６年７月８日認可（厚生省社第６９２号）
13　昭和５８年６月１３日変更議決
14　昭和５８年１１月２５日認可（厚生省社第８１７号）
15　昭和６１年２月２８日変更議決
16　昭和６１年４月９日届出（大福事第４４号）
17　昭和６３年２月２９日変更議決
18　昭和６３年３月２４日認可（社第２１１６号）
19　平成３年４月１５日変更議決
20　平成３年４月３０日認可（指令社第１６９号）
21　平成４年１０月２日変更議決
22　平成４年１２月１日認可（指令社福第９３８号）
23　平成６年３月２日変更議決
24　平成６年４月２６日認可（指令社福第１１６号）
25　平成７年５月２４日変更議決
26　平成７年６月３０日届出（大福事第２７５号）
27　平成８年５月２８日変更議決
28　平成８年７月２６日認可（指令社福第５－８号）
29　平成９年９月３０日変更議決

30　平成１０年３月１６日認可（指令福保第５２－１３号）
31　平成１１年３月１２日変更議決
32　平成１１年４月５日認可（指令福保第２２－１７号）
33　平成１３年５月２８日変更議決
34　平成１３年７月９日認可（指令福保第４３５号）
35　平成１４年３月２６日変更議決
36　平成１４年５月１４日認可（指令福保第１２０－２号）
37　平成１５年３月２６日変更議決
38　平成１５年４月３０日届出（大福事第１９５号）
39　平成１５年９月２５日変更議決
40　平成１５年１１月２７日認可（指令福保第４３－１０号）
41　平成１６年３月２７日変更議決
42　平成１６年５月３１日認可（指令福保第３０４号）
43　平成１７年３月２９日変更議決
44　平成１７年６月１３日認可（指令福保第５５３号）
45　平成１７年５月２５日変更議決
46　平成１７年７月２５日認可（指令福保第８４７号）
47　平成１８年３月２８日変更議決
48　平成１８年７月４日認可（指令福保第８３４号）
49　平成１８年５月２６日変更議決
50　平成１８年９月４日認可（指令福保第１３１９号）
51　平成１９年３月２２日変更議決
52　平成１９年８月１６日認可（指令地福推第４７０号）
53　平成１９年９月２８日変更議決
54　平成１９年１１月１２日認可（指令地福推第７７４号）
55　平成２０年３月２４日変更議決
56　平成２０年６月３０日認可（指令地福推第３３１号）
57　平成２０年１０月２８日変更議決
58　平成２１年３月３０日認可（指令地福推１０１８号）
59　平成２１年５月２２日変更議決
60　平成２１年７月３０日認可（指令地福推３８６号）
61　平成２１年９月２５日変更議決
62　平成２１年１１月５日認可（指令地福推７２４号）
63　平成２２年３月２３日変更議決
64　平成２２年５月２１日変更議決
65　平成２２年６月２日認可（指令地福推３４８号）
66　平成２２年７月１３日認可（指令地福推４８３号）

67　平成２３年５月２４日変更議決
68　平成２３年８月１０日認可（指令地福推４号）
69　平成２３年１１月８日届出受理（地福推１１６０号）
70　平成２４年３月２１日変更議決
71　平成２４年７月２０日認可（指令地福推第５号）
72　平成２４年１１月２日変更議決
73　平成２４年１２月１９日届出受理（地福推第１５２４号）
74　平成２５年３月１９日変更議決
75　平成２５年９月３日認可（指令地福推第２号）
76　平成２５年９月２７日変更議決
77　平成２５年１２月４日認可（指令地福推第４号）
78　平成２６年５月２１日変更議決
79　平成２６年７月３日届出受理（地福推第５６１号）
80　平成２７年３月１８日変更議決
81　平成２７年５月２０日変更議決
82　平成２７年９月２９日変更議決
83　平成２８年３月１５日変更議決
84　平成２８年５月２５日変更議決
85　平成２８年９月８日認可（指令地福推第４号）
86　平成２８年９月８日届出受理（地福推第１０７４号）
87　平成２８年９月８日認可（指令地福推第５号）
88　平成２８年９月８日認可（指令地福推第６号）
89　平成２８年９月８日届出受理（地福推第１０７５号）
90　平成２８年９月８日届出受理（地福推第１０７６号）
91　平成２８年１１月２５日変更議決
92　平成２９年１月２３日届出受理（福推第１７０４号）
93　平成２９年１月２３日認可（指令地福推第８号）
94　平成２９年３月１３日変更議決
95　平成２９年４月１４日届出受理（地福推第５９号）
96　平成２９年６月２３日変更議決
97　平成２９年７月２５日認可（地福推第６８２号）
98　平成３０年３月１２日変更議決
99　平成３０年４月１７日届出受理（福保第１８９号）
100　平成３０年６月２９日変更議決
101　平成３０年８月２日届出受理（福保第１０５９号）
102　令和元年６月２８日変更議決
103　令和元年１０月２日認可（指令福保第５号）

104　令和２年６月２６日変更議決
105　令和２年７月６日届出受理（福保第１８８１号）
106　令和３年６月２５日変更議決
107　令和５年３月２２日変更議決
108　令和５年５月２９日認可（指令福保第２号）
109　令和５年６月３０日変更議決
110　令和５年８月１６日認可（指令福保第３号）